

居宅介護支援事業の各市町村への権限移譲に係る取扱いについて

1. 移譲の概要

平成26年介護保険法の改正において、保険者機能の強化という観点から、市区町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から各市町村へ移譲されることとなっています。

なお、中核市である那覇市については、すでに権限が移譲されています。

2. 移譲対象事務

- ・新規指定
- ・指定の更新
- ・届出(変更、休止、廃止、報酬に係る体制届等)受理
- ・指定の取消、効力の停止等

3. 移行期等の取扱い

移行期に係る各種申請・届出等事務の取扱いについては次表のとおりです。

申請・届出様式は、各種届出先の様式を使用して頂くことになります。各種届出は、なるべく早めに行って頂くよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、郵送での届出が可能なものについては、各行政庁の到達日をもって整理しますのでご注意ください
 ※新規指定の申請は、平成30年3月末(効力発生日が平成30年4月1日)で指定するものまで県(福祉事務所)が受け付けます。

①新規事業者指定の取扱い

指定予定日	申請先	審査	手数料徴収
H30. 4. 1まで	沖縄県	沖縄県	沖縄県
H30. 5. 1以降	各市町村	各市町村	各市町村

②指定更新の取扱い

指定期間満了日	申請先	審査	手数料徴収
H30. 3. 31まで (指定更新日4/1まで)	沖縄県	沖縄県	沖縄県
H30. 4. 30以降 (指定更新日5/1以降)	各市町村	各市町村	各市町村

③廃止届・辞退届・休止届の取扱い

届出日<到達日>	届出期限	届出先	確認
H30. 3. 31まで	当該日の 1ヶ月前まで	沖縄県	沖縄県
H30. 4. 1以降		各市町村	各市町村

③再開届の取扱い

届出日<到達日>	届出期限	届出先	確認
H30. 3. 31まで	※再開前までに届出	沖縄県	沖縄県
H30. 4. 1以降		各市町村	各市町村

※再開に際しては、設備等、基準に適合しているかの確認が必要なため、ゆとりを持って提出して下さい

④変更届等の取扱い

届出(申請)日<到達日>	届出期限	届出先	確認
H30. 3. 31まで	変更のあった日から10日以内	沖縄県	沖縄県
H30. 4. 1以降	各市町村にご確認下さ	各市町村	各市町村

※法人関係の変更届は、事業所毎に所管自治体へ届出が必要です。

⑤加算届の取扱い

届出日<到達日>	算定期間	届出先	確認
H30. 3. 15まで	H30. 3. 15までは4月～ H30. 4. 1以降は5月～	沖縄県	沖縄県
H30. 4. 1以降		各市町村	各市町村

⑥特定事業所集中減算の取扱い

届出日<到達日>	届出先	確認
H30. 3. 15まで(H29年後期判定)	沖縄県	沖縄県
H30. 9. 15以降(H30前期判定)	各市町村	各市町村